令和８年第１６回住田町議会定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

令和８年６月１２日（金）午前１０時開議

日程第　１　報告第１号
令和７年度繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第　２　承認第１号
令和７年度住田町一般会計補正予算（第９号）の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第　３　承認第２号
令和７年度住田町介護保険特別会計補正予算（第５号）の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第　４　承認第３号
令和７年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第　５　承認第４号
住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第　６　承認第５号
住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第　７　承認第６号
令和８年度住田町一般会計補正予算（第１号）の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第　８　議案第１号
介護保険条例の一部を改正する条例

日程第　９　議案第２号
仕事と学び複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第１０　議案第３号
令和８年度住田町一般会計補正予算（第２号）

日程第１１　議案第４号

令和８年度住田町介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第１２　議案第５号

防災行政無線同報系屋外拡声子局設備更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第１３　議案第６号

住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１４　議案第７号

住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１５　議案第８号

住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１６　議案第９号

住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１７　議案第１０号

住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１８　議案第１１号

住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１９　議案第２号

住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第２０　議案第１３号

住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第２１　議案第１４号

固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

日程第２２　発議第１号

時限的な消費税一律減税と財政透明化を求める意見書

日程第２３　議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	金野千津君	２番	荻原　勝君
３番	佐々木初雄君	５番	瀧本正徳君
６番	村上　薫君	７番	阿部祐一君
８番	林﨑幸正君	９番	菊池　孝君
１０番	高橋　靖君	１１番	水野正勝君
１２番	佐々木春一君		

欠席議員（１名）

４番　佐々木信一君

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	神田謙一君	教育長	松高正俊君
副町長	小向正悟君	総務課長兼選挙管理委員会書記長	横澤広幸君
住民税務課長兼会計管理者	鈴木絹子君	企画財政課長	高萩政之君
保健福祉課長兼地域包括支援センター長	千葉英彦君	建設課長	佐々木淳一君
農林商工課長兼農業委員会事務局長	堀尾昌史君	教育次長	佐々木暁文君

事務局職員出席者

議会事務局長	菊池克洋	係長	荻野映理

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議長（佐々木春一君）　ただいまの出席議員は１１人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第１　報告第１号

報告第１号　令和７年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君）　報告第１号　令和７年度繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整いたしましたので御報告いたします。

一般会計、２款総務費、１項総務管理費は、町勢要覧印刷事業に関わるもので、繰越額は３７１万８，０００円。財源内訳は全額一般財源であります。

３款民生費、１項社会福祉費は、省エネ家電購入促進事業に関わるもので、繰越額は４５１万５，０００円。財源内訳は未収入特定財源の国県支出金が４３９万５，０００円、一般財源が１２万円であります。

７款商工費、１項商工費は、住田チケット「すみチケ２０２６」事業に関わるもので、繰越額は１億２万６，０００円。財源内訳は未収入特定財源の国県支出金が８，４３３万４，０００円、一般財源が１，５６９万２，０００円であります。

８款土木費、１項道路橋りょう費は、道路等改良事業に関わるもので、繰越額は１億４，９１５万５，０００円。財源内訳は、既収入特定財源が４万円、未収入特定財源の国県支出金が９，５９８万１，０００円、地方債が５，３１０万円、一般財源が３万４，０００円であります。

９款消防費、１項消防費は、避難所環境改善事業に関わるもので、繰越額は１，２７０万５，０００円。財源内訳は未収入特定財源の国県支出金が６３５万円、一般財源が６３５万５，０００円であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

６番、村上　薫君。

○６番（村上　薫君）　１点だけをお伺いいたします。２款総務費、総務管理費の町勢要覧に関わってお尋ねをいたします。

前回発行したのが、この町勢要覧２０１６年というふうに認識しておりますが、そこで前回の発行は、新庁舎が落成した後ということで、この町勢要覧のほうにも、しっかりと載っているわけですが、来年の３月に新昭和橋が完成をするということで、町の新しいシンボルとなるわけですけれども、この新しい新昭和橋は、今回の町勢要覧に載せることが可能なのでしょうか。

○議長（佐々木春一君）　企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君）　新しく作成いたします町勢要覧に、その架け替え後の昭和橋を載せることができるかという御質問でございます。

工事の進捗状況にもよると思いますが、発行につきましては、現在スケジュール等々、最終確定段階に現在ございまして、年度内の発行を目標にはしておるんですが、年度内とは言いましても、現時点ではぎりぎり３月までということではなく、年内ぐらいの完成の目標なのかなというふうに捉えております。そういったスケジュール等も鑑みまして、掲載内容につきましては、役場内でも各課横断的に検討することとしておりますので、その中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　村上　薫君。

○６番（村上　薫君）　町にとりましても、この新しい昭和橋というのは、大変な効果をもたらすものだというふうに私は思っておりますので、ぜひ多少のその印刷業務とのこの関係はあるんでしょうけれども、その辺は柔軟に対応していただきたいなというふうに思います。

それと、もしできないときには、ホームページ上で随時追加をしていくと、町勢要覧に追加をしていくという方法も可能だと思いますので、その辺は柔軟に考えるべきじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐々木春一君）　企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君）　町勢要覧の作成に関しましては、外部業者への委託を予定しております。一旦作成して納品していただいたものを、その中身を差し替えるとなりますと、

また経費もかかりますし、ちょっと自力ではできない部分がございますので、昭和橋の関係につきましては、町勢要覧に限らず幅広い面からＰＲはできると思いますので、そういった中で総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君）　村上　薫君。

○６番（村上　薫君）　いずれ新しい大きな事業の場合は随時追加をして、ウェブ上で追加をしていくということも大事なんだろうと思います。紙は紙ですけれども、やはりウェブ上でもできるということでございますので、その点は検討をぜひしていただきたい。

それから、現在その町勢要覧を町のホームページ上で探しますと、町政情報、広報、町勢要覧というふうに行かなければ、ここにたどり着かないんですね、町勢要覧に。私どもも他の自治体を視察研修に行くときには、やはりこういう要覧というものを必ず見ます。ですから、ホームページの最初のページのところにバナーを置くとか、そういう形ですぐ視覚的に見れるというふうな形にしていただきたいと思いますが、その辺の検討をぜひしていただきたいですが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君）　企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君）　村上議員から御質問のあったとおり、今、町勢要覧をウェブ上で見るためには、町のホームページのトップページから３回ぐらいクリックしないと、たしか見れないはずだったと記憶しております。町勢要覧に限らず、そのほかの情報ですね、町のホームページでは、主に大きく分けて、町民の方に向けた情報と、それから町外の方に向けた情報というふうに大きくは大別できるのかなと思います。

それぞれの場合で見た場合に、その欲しいデータへのアクセスのしやすさ、そのアクセシビリティという面において、今のホームページがベストな形だというふうに思っておりませんので、定期的に点検をいたしまして、必要な改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君）　そのほかありませんか。

７番、阿部祐一君。

○７番（阿部祐一君）　７款商工費の住田チケット「すみチケ２０２６」事業です。これは繰越明許と言われていますが、もう既に実施されているところでございまして、大変町民からの反響もいいのかなと聞いております。これを実施する中で、購入が限度に満たないときは、再購入を募集するということで来ておりました。実際、どのくらいの規模でこれが実施され

るのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木春一君）　農林商工課長、堀尾昌史君。

○農林商工課長（堀尾昌史君）　すみチケ２０２６に関する御質問ですけれども、現在、第３回目の販売ということで準備を進めておりまして、もう既に町民の方には届いている方がいると思いますけれども、残数がある場合は、その１回目の販売のときに購入を希望するという欄に丸をつけた方、そういった方に購入に係る引換えのはがきを送っております。はがきを作成して送った枚数は、約１，０００枚程度と聞いておりますので、１，０００世帯ぐらいあるのかなというところで捉えているところです。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　そのほかありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　これで質疑を終わります。

これで、報告第１号　令和７年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎日程第２　承認第１号

○議長（佐々木春一君）　日程第２、承認第１号　令和７年度住田町一般会計補正予算（第９号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君）　承認第１号　令和７年度住田町一般会計補正予算（第９号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回、専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ９，５１９万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５４億１，９２０万３，０００円としたものであります。

初めに補正後の歳入歳出予算を第１票により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

２ページをお開き願います。なお、詳細は１０ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の２．歳入を御覧ください。

１款町税８３６万４，０００円の減は、町民税６１８万円の減が主なものであります。

２款地方譲与税、３款利子割交付金、４款配当割交付金、５款株式等譲渡所得割交付金、６款法人事業税交付金、７款地方消費税交付金、８款環境性能割交付金、１０款地方交付税、１１款交通安全対策特別交付金の増額については、それぞれ額の確定によるものであります。

１３款使用料及び手数料２１２万８，０００円の増は、公共用財産占用料の増によるものであります。

１４款国庫支出金３１４万６，０００円の増は、社会資本整備総合交付金２７０万６，０００円の増が主なものであります。

１５款県支出金１，１２４万２，０００円の減は、重度心身障害者医療費助成事業費補助金３００万２，０００円の減が主なものであります。

１６款財産収入１９２万４，０００円の増は、物品売払代金１１８万円の増が主なものであります。

１７款寄附金４１９万３，０００円の減は、指定寄附金の減によるものであります。

１８款繰入金８，００６万２，０００円の減は、減債基金繰入金５，０５２万２，０００円の減が主なものであります。

２０款諸収入１８４万５，０００円の増は、緊急消防援助隊受入負担金の計上によるものであります。

２１款町債５８０万円の減は、過疎地域持続的発展４９０万円の減が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

５ページをお開き願います。なお、詳細は１７ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の３．歳出を御覧ください。

２款総務費２，８５２万７，０００円の減は、有線テレビジョン放送施設工事費の減が主なものであります。

３款民生費３，７６９万４，０００円の減は、介護給付費８９４万３，０００円の減が主なものであります。

４款衛生費６４７万１，０００円の減は、予防接種委託料の減が主なものであります。

６款農林業費８２２万１，０００円の減は、森林環境保全直接支援事業委託料の減が主なものであります。

７款商工費１３８万９，０００円の減は、ふるさと納税返礼品代８３万９，０００円の減が主なものであります。

８款土木費３６３万８，０００円の減は、道路維持業務委託料の減が主なものであります。

９款消防費８５０万１，０００円の減は、避難所用資材等購入費の減が主なものであります。

１０款教育費１，０４６万６，０００円の減は、世田米小学校プールサイド床補修工事費の減が主なものであります。

１２款公債費は、財源の組換えによるものであります。

１３款諸支出金２億１０万４，０００円の増は、財政調整基金積立金２億８８８万１，０００円の増が主なものであります。

次に、地方債の補正を第２表により御説明いたします。

７ページをお開き願います。今回の補正は変更であります。

滝観洞観光センター整備事業は６０万円減額し２，２００万円に、橋りょう補修事業は３０万円減額し２，１７０万円に、過疎地域持続的発展特別事業は４９０万円減額し５，３１０万円にしたもので、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じであります。

以上、令和７年度住田町一般会計補正予算（第９号）は、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和８年３月３１日に、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

２番、荻原　勝君。

○２番（荻原　勝君）　１５ページ、２０款諸収入、５項雑入の１点ですけれども、緊急消防援助隊受入負担金１８４万５，０００円について伺います。この仕組み立てや主な内訳はどのようなものか伺います。

それから２点目、２１ページ、一番上の７款商工費の一番上です。ふるさと納税返礼品代、この減額となっている要因について伺います。

○議長（佐々木春一君）　総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君）　私のほうからは、１点目の緊急消防援助隊受入負担金について、お答えさせていただきます。

仕組みにつきましては、大船渡市林野火災におきましては、令和７年２月に発生したわけでございまして、その仕組み立ては、緊急援助隊は国からの要請とか、あとは被災団体から

要請というふうな２つに分かれておりますけれども、大船渡市の林野火災におきましては、大船渡市の要請に基づいて緊急援助隊が出動したというふうにしてございます。したがいまして、大船渡市のほうにこちらのほうから請求して精算して、大船渡市のほうが国に請求するといった形になってございます。

内訳といたしましては、宿営地といたしまして、本町では、生涯スポーツセンターと社会体育館の２つを宿営地として提供したわけでございますけれども、その中での活動費につきまして、主に水道料ですね、シャワーとか浴びた部分、これはスポーツセンターになりますけれども、そういった関係と、あとは電気代ですね。その分の増分ですかね。あとは灯油、生涯スポーツセンターの灯油とか、暖房等もありますので、そういった部分も負担してございますし、あとはトイレットペーパー等々の消耗品等がございますし、あとは終わった後に施設の掃除といいますか、そちらを業者に委託いたしまして、ワックスがけとかを行いましたので、そういった経費が主なものだというふうに捉えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　農林商工課長、堀尾昌史君。

○農林商工課長（堀尾昌史君）　私からは２点目、商工費の返礼品代の減額の要因についてということで、お答えいたします。

こちらにつきましては、ふるさと納税いただいた方々に対して、その金額に応じて、希望されている返礼品を商工費のほうでお支払いしてるんですけども、その部分が実績に伴ったところで減額になったというところが要因となっております。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　荻原　勝君。

○２番（荻原　勝君）　実績に伴って減額ということなんですが、もう少し具体的にお願いしたいんですが。

○議長（佐々木春一君）　農林商工課長。

○農林商工課長（堀尾昌史君）　ふるさと納税、どのタイミングで来るかというところは分からないわけで、一番多いのは年末にいっぱい寄附していただける方が多いんですけれども、それ以降どの時期に、どれぐらいの寄附がいただけるかというところは予測がつきませんので、ある程度のところは予算を措置して、大口の寄附が来ても対応できるようにというところで、余裕を持った予算としておりますので、実績に伴って最後は調整するというような作業が出てきているところです。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　そのほかありませんか。

６番、村上　薫君。

○６番（村上　薫君）　２２ページの１０款教育費、１項教育総務費、２目の事務局費の住田高等学校教育振興事業補助金の約２００万円減額になっておるわけですが、この減額になっている要因というのは何なのかということと、日本まるごと高校フェス参加ということで、１回しか行ってなかったわけですが、こういう２回目ということも考えなかったのかどうかをお聞きいたします。

○議長（佐々木春一君）　教育次長、佐々木暁文君。

○教育次長（佐々木暁文君）　住田高校教育振興事業費補助金の減額の部分でございます。

この内訳といたしましては、教育振興、海外派遣事業ですとか、あるいはそういった先ほど村上議員がおっしゃられたみらいフェス等への参加費用等々を計上している内容になってございます。そのほかに給食費、あるいは通学費補助、あるいは下宿費の関係でのみらい留学生の下宿費という部分で、町のほうから補助させていただいている内容でございます。

いずれ減額理由といたしましては、それぞれの補助の部分の確定に伴う部分での減額という部分でございます。なお、フェスの参加につきましては、昨年度１回ということの部分でございます。それなりに効果の部分を見越した中で、１回ということで参加はしたわけでございますが、さきの一般質問でも答弁申し上げたとおり、今年度につきましては１回の出展ということにはなりますけれども、より効果的な部分で、６月への出展ということで対応してまいりたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君）村上　薫君。

○６番（村上　薫君）　先日、岩手日報の記事に大野高校の生徒、来年度募集停止という衝撃的なニュースがございました。現実に住田高校も、今年は１３人しか入学できなかったということで、来年度のことを考えますとかなり厳しく、皆さんもそう思っているんだろうと思いますが、いずれ予算的に計上したものは、余すところなくしっかりと使っていただきながら、効果が出るようにしていただきたいなと思いますし、ぜひその日本まるごとフェスには２回はやっぱり行くと、ほとんどの高校は１１４校、今回は６月２０日、２１日は参加するわけですが、そういう中でのやっぱり生徒へのアピールの機会を１回でも多くやらないといけないというふうに思いますので、後悔しないようにいずれ取り組んでいかなきゃならんと

思います。

ぜひ、２回目を実現してほしいです。ぜひ答えをお願いいたします。

○議長（佐々木春一君）　教育次長。

○教育次長（佐々木暁文君）　先般、岩手日報のほうの一面で、大野高校の関係の部分が出ました。町といたしましても大変衝撃を持ってというか、改めて危機感を持って取り組まなきゃならないのかなということで、受け止めたところでございます。

そういった中で、みらいフェスの関係、１回と言わずに、２回、３回の出展ということでございます。いずれ町といたしましては、これだけに限らず様々生徒の募集に向けてということで、取組を強化してまいりたいと、そういった中でフェスへの対応という部分も必要に応じては検討してまいりたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君）　そのほかありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから承認第１号　令和７年度住田町一般会計補正予算（第９号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第１号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、承認第１号　令和７年度住田町一般会計補正予算（第９号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎日程第３　承認第２号

○議長（佐々木春一君）　日程第３、承認第２号　令和７年度住田町介護保険特別会計補正予算（第５号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君）　承認第２号　令和７年度住田町介護保険特別会計補正予算（第５号）の専決処分に関し承認を求めることについて、御説明いたします。

今回専決処分した補正予算は、保険事業勘定歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，６１９万２，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億１，４９９万１，０００円としたものです。

初めに、補正後の歳入歳出予算を２ページ、第１表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

２ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。なお、詳細は６ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書２．歳入を御覧ください。

４款支払基金交付金７７２万９，０００円の減は、支払基金交付金の減によるものです。

５款県支出金１３８万９，０００円の減は、県補助金１３８万８，０００の減が主なものです。

７款繰入金７０７万４，０００円の減は、一般会計繰入金の減によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は８ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書３．歳出を御覧ください。

２款保険給付費１，１４０万８，０００円の減は、介護等給付費の減によるものです。

５款地域支援事業４７８万４，０００の減は、介護予防生活支援サービス給付費２５１万３，０００の減が主なものです。

令和７年度住田町介護保険特別会計補正予算（第５号）は、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和８年３月３１日に、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分を行ったものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから、承認第２号　令和７年度住田町介護保険特別会計補正予算（第５号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第２号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、承認第２号　令和７年度住田町介護保険特別会計補正予算（第５号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎日程第４　承認第３号

○議長（佐々木春一君）　日程第４、承認第３号　令和７年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君）　承認第３号　令和７年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回、専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ１６０万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９，６１５万３，０００円としたものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第１表により御説明いたします。

まず歳入について御説明いたします。

２ページをお開き願います。なお、詳細は４ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書２.

歳入を御覧ください。

１款後期高齢者医療保険料１６０万円の増は、普通徴収保険料現年度分の増によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

なお、詳細は４ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の３．歳出を御覧ください。

２款後期高齢者医療広域連合納付金１６０万円の増は、後期高齢者広域連合納付金の増によるものであります。

以上、令和７年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和８年３月３１日に、地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分を行ったものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから、承認第３号　令和７年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第３号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、承認第３号　令和７年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎日程第５　承認第４号

○議長（佐々木春一君）　日程第５、承認第４号　住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君）　承認第４号　住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の廃止及び種別割の名称の変更、その他所要の改正を行うものですが、同法の公布から施行までの期間が短く、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和８年３月３１日に専決処分をしたものです。

それでは、改正前後の対照表により説明いたします。

１ページをお開きください。

第１８条の３は、納税証明事項の条例で定める証明事項について、種別割を軽自動車税に改正した地方税法の改正に伴い種別割を軽自動車税に改正したものです。

第１９条は、軽自動車税環境性能割を廃止した法に伴う条例改正による条例のずれを改正したものです。

２ページをお開きください。

第３３条第３項は、所得割の課税標準について、算定から除外する特定配当に特定大口株主配当等が追加になったことによる引用と文言の整理等の改正をしたものです。

第８０条から６ページ、第９１条までは、軽自動車の環境性能割を廃止し、種別割を軽自動車税に改正した法に伴い所要の整備等の改正をしたものです。

７ページをお開きください。

本則制定附則第７条の３は、個人の住民税の住宅借入金等特別税額控除について、期間終了のため、法附則削除により適用条項を削除する改正をしたものです。附則第７条の３の２は、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、前条を削除により条を繰り上げ、法附則削除による所要の整備と引用のずれ等の改正をしたものです。

８ページ、附則第８条は、肉用牛の町民税の課税の特例ついて、適用期間の延長と法附則削除により引用の削除の改正をしたものです。

８ページから９ページ、附則第１０条の２は固定資産税の課税標準の特例に関し、第３項から第１０項までは法則の改正に伴い、引用のずれを改正、第１１項から第１３項までは削除、前３項削除により、第１４項から第１７項まで繰り上げし引用のずれを改正、新たに第１５項として、特別特定建築物に係る減額措置の条例で定める割合を３分の１とする規定の追加等の改正をしたものです。

９ページから１１ページ、附則第１０条の３、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、地方税法施行令附則の改正による引用のずれを改正したものです。

１１ページから１２ページ、附則第１０条の４、能登半島地震に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告等について、法規定の新設に合わせて改正したものです。

１２ページから１５ページ、附則第１５条の２から第１６条の２は、軽自動車税の環境性能割を廃止し、種別割を軽自動車税に改正した法の改正に伴い、所要の整備等の改正をしたものです。

１５ページから１６ページ、附則第１６条の３から第１７条まで、各条の個人住民税の課税の特例について、住宅借入金等特別税額控除が期間終了のため、法附則条例の削除等による引用の改正をしたものです。

１７ページ、法附則第１７条の２、優良住宅地等の個人住民税の課税の特例について、適用期間の延長の改正をしたものです。

１８ページから２１ページ、附則第１８条から第２０条の３までは、各条の個人住民税の課税の特例について、住宅借入金特別税額控除が期間終了のため、法附則条例の削除等による引用の改正をしたものです。

改正附則第１条は、この条例の施行日を令和８年４月１日と規定したものです。

第２条第１項から第３項は、固定資産税に関しては、令和７年度分までもしくは令和８年３月３１日までに取得した当該資産については、従前の例によるとした経過措置を規定したものです。

第３条第１項から第３項は、軽自動車税に関し令和８年度から適用し、令和７年度以前は従前の例とする経過措置を規定したものです。

第４条は、住田町税条例等の一部を改正する条例（平成２６年度住田町条例第６号）の改正中附則第６条中「の種別割」を削る定一部改正をしたものです。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから、承認第４号　住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第４号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、承認第４号　住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎日程第６　承認第５号

○議長（佐々木春一君）　日程第６、承認第５号　住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君）　承認第５号、住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方税法施行令等の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の規定、軽減の拡大、その他、所要の改正を行うものですが、同法施行令の公布から施行までの期間が短く、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和８年３月３１日に専決処分したものです。

それでは、改正前後の対照表により説明いたします。

１ページをお開きください。

第２条第２項は、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を法施行令の改正に伴い、６７万円と改正したものです。同条第５項は、新たに子ども・子育て支援納付金課税限度額を法施行令の改正に伴い３万円と改正したものです。

第２３条第１項は、文言の整理、課税限度額の改正及び子ども・子育て支援納付金を追加したことによる所要の整備等の改正をしたものです。

２ページをお開きください。

同条同項第１号は、７割軽減の減額の規定に、子ども・子育て納付金に係る均等割、平等割等の追加の改正をしたものです。同条同項第２号は５割軽減の対象となる所得の上限の基準の金額を３１万円に引き上げ、軽減対象を拡大し、子ども・子育て支援納付金に係る均等割、平等割分等の規定の追加等の改正をしたものです。

３ページをお開きください。

同条同項第３号は、２割軽減の対象となる所得の上限の基準の金額を５７万円に引き上げ、軽減を拡大し、子ども・子育て支援納付金に係る均等割、平等割分の規定の追加等の改正をしたものです。

３ページ、４ページ同条第２項は、未就学児に係る均等割額に子ども・子育て支援納付金の規定の追加等の改正をしたものです。同条第３項及び第２６条は文言を整理したものです。

附則です。第１項は、この条例の施行日を令和８年４月１日と規定したものです。

第２項は、改正後の住田町国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和７年度分までについては従前の例による適用区分を規定したものです。

以上説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから、承認第５号　住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第５号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、承認第５号　住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎日程第７　承認第６号

○議長（佐々木春一君）　日程第７、承認第６号　令和８年度住田町一般会計補正予算（第１号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君）　承認第６号　令和８年度住田町一般会計補正予算（第１号）の専決処分に関し承認を求めることについて、御説明いたします。

今回、専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ８６５万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５４億６，９６５万３，０００円としたものであります。

補正後の歳入歳出予算を第１表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

２ページをお開き願います。なお、詳細は５ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の２．歳入を御覧ください。

１８款繰入金８６５万３，０００円の増は、財政調整基金繰入金の増によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

２ページをお開き願います。なお詳細は５ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の３．歳出を御覧ください。

１０款教育費８６５万３，０００円の増は、学習用情報教育機器等使用料の計上によるものであります。

以上、令和８年度住田町一般会計補正予算（第１号）は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和８年４月１日に地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

６番、村上　薫君。

○６番（村上　薫君）　今回の専決処分につきましては、８年度の一般会計予算についての計上漏れということで承っております。そこでお尋ねをいたしますが、長期継続契約について、現状どのような防止策というのが取られているのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木春一君）　企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君）　防止策という御質問と承りました。

長期継続契約につきましては、毎年度契約書を取り交わす行為が生じない年度というのは当然ございます。今回その予算の計上漏れということになってしまいましたが、その防止策といたしましては、予算編成の段階において、我々財政当局においては、前年度からの増減額というものも当然審査の内容として見るわけですけれども、著しく減額が大きかったもの、それから前年度予算があったけどもゼロになるもの、それについては必要に応じ、ヒアリング等で内容の確認をしておったところでございますけれども、今回の事態を受けまして、各担当課から予算要求があったものにつきましては、その増減内容について逐一その理由を確認し、今回のような計上漏れが起きないよう対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　村上　薫君。

○６番（村上　薫君）　システム的に長期継続契約の確認ができるというふうな方法があればいいのじゃないかなというふうに思います。私も少し調べてみたんですが、例えば長期継続契約台帳、台帳の整備これが一番重要であるというふうに思いますし、あるいは、予算要求

シートに確認欄を設けると、例えば、これ長期継続契約ありであるとか、前年度契約は確認済みであるとか、台帳との整合は確認済みであるとかですね。あるいは契約締結時に契約担当課それから財政担当課、会計課で契約書の写しをそれぞれ共有をすると、そういうふうなルールづくりみたいなのもあってもいいのじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君）　企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君）　本町の予算査定では、一件審査といいまして、それぞれ予算書の備考欄に記載されてている一つ一つの項目について審査をしております。よその規模の大きな自治体であれば、その枠の審査というんですかね、一般財源の額がこれ以下だったらいいよというような査定をしているところもあると聞いておりますけれども、うちのほうは一件審査をしております。

今御提案ございましたその台帳の整備ですとか、チェック欄、それも確かに方法の一つとしてはあるかなとは思いますけれども、それによって予算編成に当たってひと手間かかるわけでして、先ほど申し上げましたその増減の部分で、確実にその増減の理由をチェックしていく。これによって予算の計上漏れというものは防げるというふうに考えております。

今回の場合は、なぜそのチェック機能が働かなかったのかということですけれども、ちょっと特殊的な事情といたしまして、具体的に申し上げますと、児童・生徒の使うタブレットの更新が昨年度行われたと、そのタブレットの部分の長期継続契約が終了したというふうに、要求担当あるいはまた財政担当のほうでも、誤認したというところがございましたので、そこをちょっと確認、暗黙の了解で審査をしてしまったというところがございましたので、これを増減理由というものをしっかり一つ一つチェックするということで、計上漏れが防げるのではないかなと考えておりますので、ただいまいただいた御意見は参考に、さらにこういうことが起きないような対策というのは、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　そのほかありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから承認第６号　令和８年度住田町一般会計補正予算（第１号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第６号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、承認第６号　令和８年度住田町一般会計補正予算（第１号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎日程第８　議案第１号

○議長（佐々木春一君）　日程第８、議案第１号　介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君）　議案第１号　介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明いたします。

今回の一部改正は、令和７年度の税制改正に伴い、第１号被保険者の令和８年度の介護保険料段階が令和７年度と同様となるように、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、令和８年度分の保険料の減免に関する特例を定めようとするものです。

対照表により御説明いたします。

附則第９条は、改正後の介護保険法施行令の算定方法を用いて算定すると、令和７年度非課税者が令和８年度に課税者になり不利益が生じることから、介護保険条例第９条第１項第５号の規定に基づき減免するものとし、介護保険条例第９条第２項の規定にかかわらず、令和８年度分の保険料の減免に関し、申請をしなくても減免ができるようにするものです。

この条例は、公布の日から施行するもので、改正後の附則第９条の規定は、令和８年４月１日から適用するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから、議案第１号　介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第１号　介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第２号

○議長（佐々木春一君）　日程第９、議案第２号　仕事と学び複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君）　議案第２号　仕事と学び複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、仕事と学び複合施設「イコウェルすみた」の施設管理及び運営に係る負担等を踏まえた使用料の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

具体的には、これまで共用棟は午前１０時から午後６時までの開館時間内は、無料で自由

に利用ができるところ、使用料を徴収した上で、貸切利用を許可しておりましたが、開館時間外での貸切利用希望があった場合で、その利用を適当と認めた場合は一時的な開館時間の変更により、開館時間内の利用としてこれを許可しておりました。しかし、一般的に開館時間外の利用であれば、その利用に対しては相応の負担を求める必要があることから、時間外の使用料の額を定めようとするものであります。

それでは改正内容を対照表により御説明いたします。

別表１、区分共用棟の単位貸切利用（１時間当たり）を、午前１０時から午後６時までの貸切利用（１時間当たり）に改め、同じく単位に午前１０時から午後６時まで以外の貸切利用（１時間当たり）を追加し、使用料を１，５００円とするものであります。

附則につきましては、この条例の施行日を公布の日と定めようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから、議案第２号　仕事と学び複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第２号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第２号　仕事と学び複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩　午前１０時５９分

再開　午前１１時０９分

○議長（佐々木春一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第１０　議案第３号

○議長（佐々木春一君）　日程第１０、議案第３号　令和８年度住田町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君）　議案第３号　令和８年度住田町一般会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ１，３６８万円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ５４億８，３３３万３，０００円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算を第１表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

２ページをお開き願います。なお、詳細は６ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の２．歳入を御覧ください。

１５款県支出金９万１，０００円の増は、経済センサス活動調査委託金の増によるものであります。

１８款繰入金１，３５８万９，０００円の増は、財政調整基金繰入金の増によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

３ページをお開き願います。なお詳細は７ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の３．歳出を御覧ください。

２款総務費８０４万１，０００円の増は、営繕支援業務委託料の計上が主なものであります。

３款民生費２５万６，０００円の増は、介護保険特別会計繰出金の増によるものであります。

８款土木費７１万４，０００円の増は、備品購入費の計上が主なものであります。

９款消防費５５万円の増は、修繕料の増によるものであります。

１０款教育費４１１万９，０００円の増は、電気設備交換工事費の計上が主なものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

２番、荻原　勝君。

○２番（荻原　勝君）　２点伺います。

１点目、７ページ、２款総務費、３項戸籍住民基本台帳費の一番上、中長期在留者居住地届出等事務委託費返還金について伺います。聞き慣れない用語のしかも返還金ということで、国との関わりのようですが、具体的にどのようなことなのか伺います。

それから２点目、これは８ページの一番最後１０款教育費の５項社会教育費の自治公民館等運営費補助金について伺います。まず、どのような内容のものなのか伺いたいと思います。

以上です。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君）　私のほうからは１点目、中長期在留者居住地届出等事務委託費返還金についてお答えいたします。

中長期在留者とは、観光目的など短期滞在者を除く、いわゆる技能実習生や留学生など、おおむね３か月以上超えて在留する外国人の住民の方々のことを言っております。この事業の事務委託につきましては、これらの方々が転入や転居された際の、転出された際の住所変更等の手続を国に代わって町が処理するという、地方自治法に規定されるいわゆる法定受託事務というものであります。その事務経費として、毎年国から交付金を受けているものでございます。それが中長期在留者居住地届出等事務委託費というものでございます。

今回の返還金の発生した理由でございますけれども、令和７年度において法務省と連携するパソコンの増設に係る委託金の交付を受けておりました。本町では、窓口がその事務をしている窓口が１か所の庁舎だけでございますので、ほかの市町村などは支所とかがありますので、そういった場合を想定されたような交付のようでございました。本町におきましては、

窓口が１か所ということで、この既存の端末１台で十分ということでございまして、既存のもので十分であったために、この機器の増設を見送ったことによりまして、使っていない委託料につきまして、令和８年度国にお返しするといった内容になります。

以上になります。

○議長（佐々木春一君）　教育次長、佐々木暁文君。

○教育次長（佐々木暁文君）　私のほうから２点目でございます。自治公民館等運営費補助金補正の内容について御説明を申し上げます。

まず当該補助金につきましては、各自治公民館が実施する様々な事業に要する経費に対して、あるいは自治公民館建物の新築ですとか、改修・補修など、そういった経費に対しまして、補助金を交付しているものでございます。

今回につきましては、公民館建物の修繕希望が出されておりまして、補助金相当額を補正予算として計上させていただいたものでございます。

以上であります。

○議長（佐々木春一君）　荻原　勝君。

○２番（荻原　勝君）　それでは２点目についてだけ、その建物に関してですけども、具体的に伺ったところでは、２か所ぐらいあるということなんですけども、どこの箇所で、それからどういう内容であるのか。補助の内容等も含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（佐々木春一君）　教育次長。

○教育次長（佐々木暁文君）　今回２つの公民館のほうから修繕・改修の希望が出されたという状況でございます。公民館につきましては、恵山と坂本の自治公民館でございます。内容といたしましては、屋根の改修あるいは床の補修ということで要望が出されております。

以上であります。

○議長（佐々木春一君）　荻原　勝君。

○２番（荻原　勝君）　補助の額というのは、大体率というのは決まってると思うんですが、もう一度確認のためお答えいただきたいと思います。

○議長（佐々木春一君）　教育次長。

○教育次長（佐々木暁文君）　建物の部分でお答えを申し上げたいというふうに思います。

まず、改修の部分でございます。経費の２分の１を補助させていただいているという状況でございます。５００万円を上限にしながらという中身でございます。補修につきましては、費用が５万円に満たない場合は、その金額をということになっています。超えた場合には超

えた額の部分に２分の１を乗じて、それに５万円を加えた形で補助金を交付させていただいております。

以上であります。

○議長（佐々木春一君）　そのほかありませんか。

６番、村上　薫君。

○６番（村上　薫君）　７ページの先ほど２番議員からも質問ありましたが、３項の戸籍住民基本台帳、中長期在留者居住地届出等事務委託費に関わって質問いたします。

現在町内には、今年の３月末時点のホームページですと、１３２人ほど外国人の方が住まわれておるわけですが、これを前提として、人口比率からしますと２．９％、３％近いということで、県内でも非常に高い率なわけです。ということは、地域住民としてこの方々とも、多文化の共生をしていかなければならないということなんだろうと思いますが、今後、まず多文化共生施策というのをどのように進めていく考えなのか、お聞きいたします。

○議長（佐々木春一君）　企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君）　多文化共生についての御質問でございました。

本町では、これまでも多文化共生事業には取り組んでおりまして、具体的には、町内に在住する外国人の方と町民の方の交流の場の創出といったことですとか、それからあと外国人の方の生活のサポートということで、外国語対応したチラシの配布ですとか、そういった事業に取り組んでおります。

今後につきましても、外国人の方々が町内で不便なく暮らしていただけるよう、また地域の一員として地域になじんでいただけるような、そういった共生の取組というものを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　村上　薫君。

○６番（村上　薫君）　多文化共生という意味では、３点私は考えられると思ってまして、まずは人材確保の視点です。

○議長（佐々木春一君）　ここの補正のところは、登録事務の補正に関わることなんで、住民の活動云々のところを深入りすると、補正予算の趣旨から離れるんで、簡潔に住民登録の点のところでお願いします。

○６番（村上　薫君）　分かりました。いずれその外国人の比率というのは、県内でもかなり高いということでございますので、今後ぜひ人材確保あるいは防災の視点もあるでしょうし、

定住の視点もあると思いますので、その辺を考慮しながら施策を進めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（佐々木春一君）　そのほかありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから議案第３号　令和８年度住田町一般会計補正予算（第２号）を採決します。

議案第３号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第３号　令和８年度住田町一般会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第４号

○議長（佐々木春一君）　日程第１１、議案４号　令和８年度住田町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君）　議案４号　令和８年度住田町介護保険特別会計補正予算（第１号）について、御説明いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５１万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億２，

８７３万６，０００円にしようとするものです。

補正後の歳入歳出予算を２ページ、第１表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

２ページをお開きください。

初めに歳入について御説明いたします。なお詳細は５ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書２．歳入を御覧ください。

３款国庫支出金２５万４，０００円の増は、国庫補助金の増によるものです。

７款繰入金２５万６，０００円の増は、一般会計繰入金の増によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は５ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書３．歳出を御覧ください。

１款総務費５１万円の増は、介護保険事務支援システム改修委託料の増によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから議案４号　令和８年度住田町介護保険特別会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第４号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案４号　令和８年度住田町介護保険特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第５号

○議長（佐々木春一君）　日程第１２、議案第５号　防災行政無線同報系屋外拡声子局設備更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

○議長（佐々木春一君）　総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君）　議案５号　防災行政無線同報系屋外拡声子局設備更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、御説明いたします。

今回の更新工事は、防災行政無線同報系屋外拡声子局の設備を更新しようとするものであります。

現在の防災行政無線につきましては、平成２３年度から２４年度にかけて設備をデジタル化に更新したところでありますが、およそ１０年が経過したことから、令和３年度に役場庁舎内の親局整備、令和６年度に中継局設備、あるいは令和７年度には屋外にある再送信子局設備などを順次更新し、今回は屋外にある屋外拡声子局設備を更新するものであります。

２枚目、システム系統図を御覧願います。

設備の具体的な内容は、２か所赤枠で囲んでございます部分でございますが、屋外拡声子局装置でアンサーバック機能のない２局と、アンサーバック機能のある８局の合計１０局の更新に加え、それに附属します外部接続箱、長寿命バッテリー、空中線スピーカーなどの更新であります。

１枚目にお戻り願います。

工事場所につきましては住田町地内であります。この契約は随意契約で行い、契約金額は７，４２５万円であり、請負者は、住所、宮城県仙台市青葉区中央四丁目６番１号。氏名、株式会社国際電気東北支店、支店長山下和博であります。

仮契約日は令和８年４月２８日で、着工は議会議決日の翌日、完了は令和９年３月２６日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから議案第５号　防災行政無線同報系屋外拡声子局設備更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第５号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案５号　防災行政無線同報系屋外拡声子局設備更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩　午前１１時２８分

再開　午前１１時３０分

○議長（佐々木春一君）　再開します。

◎日程第１３～日程第２０　議案第６号～議案第１３号

○議長（佐々木春一君）　日程第１３　議案第６号から日程第２０　議案第１３号の住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木春一君）　提案者の説明を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君）　議案第６号から第１３号　住田町農業委員会委員の任命に関し同意を

求めることについて、一括して御説明をいたします。

提案いたしますのは、令和８年７月１９日で任期満了となります住田町農業委員会の委員の任命でございます。

議案第６号は村上秀夫氏でございます。村上氏につきましては、[redacted]にお住まいになられ、現在７３歳でございます。若くから農業に従事され、現在も認定農業者として御活躍されております。また、下在下農林業振興会会長、下在水稲栽培組合長など地域の要職を務めており、令和２年からは農業委員を務めていただいております。

次に、議案第７号は吉田正平氏でございます。吉田氏につきましては、[redacted]にお住まいになられ、現在６９歳でございます。若くから農業に従事され、現在も認定農業者として御活躍されております。また、岩手県山林種苗協同組合副理事長、気仙地方森林組合理事の職などを務めており、令和２年からは農業委員を務めていただいております。

次に、議案第８号は水野　勝氏でございます。水野氏につきましては、[redacted]にお住まいになられ、現在６４歳でございます。若くから農業に従事され、現在も認定農業者として御活躍されております。また、住田フーズ株式会社、ブロイラー生産部会部会長を務めるとともに、住田町認定農業者連絡協議会の事務局を長年務めていただいております。

次に、議案第９号は佐藤裕雄氏でございます。佐藤氏につきましては、[redacted]にお住まいになられ、現在、６９歳でございます。御子息が認定農業者として御活躍されており、その経営の安定に寄与しております。また、火の土農林業振興会副会長等の要職を務めており、令和５年からは、農地利用最適化推進委員を務めていただいております。

次に、議案第１０号は佐々木かおる氏でございます。佐々木氏につきましては、[redacted]にお住まいになられ、現在、５４歳でございます。旦那様が認定農業者として御活躍されており、その経営の安定に寄与しております。また、自らも農産物を加工する工房を経営するなど、幅広い活動に取り組まれております。

次に、議案第１１号は菊池容子氏でございます。菊池氏につきましては、[redacted]にお住まいになられ、現在５２歳であります。有限会社江刺屋林業で経理等に従事されており、住田町商工会においても、商工業の振興に御尽力されております。農業委員会等に関する法律第８条第６項の規定により、委員の任命に当たっては農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないと規定されております。菊池氏につきましては、利害関係を有しない者としての立場から、農業委員会の運営に御意見をいただけるものと期待をしているところでございます。

次に、議案第１２号は及川良一氏でございます。及川氏につきましては、[redacted]にお住まいになられ、現在、７４歳でございます。天嶽地区農林業振興会役員等の要職を務められ、平成２６年からは平成２９年までは農業委員、平成２９年から令和２年までは農地利用最適化推進委員を歴任され、令和２年から現在まで農業委員を務めていただいております。

次に、議案第１３号は佐々木宏氏でございます。佐々木氏につきましては、[redacted]にお住まいになられ、現在６８歳でございます。恵山地区の農林業振興会副会長を務められ、平成２９年からは農地利用最適化推進委員を務めていただいております。

以上、御提案申し上げましたが、いずれも地域の農業事情に精通し、また地域の農業者からの信頼も厚く、住田町農業委員会の委員として適任でございますので、議員各位の御同意を賜りますようお願いをするものでございます。

以上、提案をいたします。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから議案第６号　住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第６号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第６号　住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから議案第７号　住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第７号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第７号　住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから議案第８号　住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第８号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第８号　住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから議案第９号　住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第９号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第９号　住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから議案第１０号　住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第１０号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第１０号　住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから議案第１１号　住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第１１号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第１１号　住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから議案第１２号　住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第１２号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第１２号　住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから議案第１３号　住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第１３号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第１３号　住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩　午前１１時４７分

再開　午前１１時４８分

○議長（佐々木春一君）　再開します。

◎日程第２１　議案第１４号

○議長（佐々木春一君）　日程第２１、議案第１４号　固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木春一君）　提案者の説明を求めます。

町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君）　議案第１４号　固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

本委員会の委員であります金野　孝氏におかれましては、令和８年６月３０日をもって任期満了となります。つきましては、同氏のこれまでの豊富な経験と高い見識に鑑み、引き続き適任であると存じますので、地方税法に基づき、改めて本議会の同意を求めるものであります。

ここで候補者の略歴を御紹介したいと思います。金野氏は、住所は[redacted]にお住まいで、現在６９歳であります。同氏は、東北測量専門学校を卒業後、大船渡市の株式会社菊池技研コンサルタントで測量設計業務に従事され、これを退職の後、平成３年７月から平成３０年３月まで住田町役場に勤務されました。２６年の長きにわたる役場職員としての経験から、地域の土地や家屋及び町内事情にも精通しております。また、住田町防犯協会連合会の防犯隊員や民生委員、住田町厚生委員として長く地域に貢献していただいております。

平成３０年９月に同委員に任命いたしまして、これまで３期務めていただいております。固定資産の適正な評価に関する専門的な知識と高い公平性を備えられた人格高潔な方でございます。これまでの委員としての実績も申し分なく、今後の適正な委員会運営に欠かせない人材と考えております。何とぞ慎重御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　討論なしと認めます。

これから議案第１４号　固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第１４号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君）　起立多数であります。

したがって、議案第１４号　固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第２２　発議第１号

○議長（佐々木春一君）　日程第２２、発議第１号　時限的な消費税一律減税と財政透明化を求める意見書を議題とします。

議案の朗読を省略して提出理由の説明を求めます。

１１番、水野正勝君。

○１１番（水野正勝君）　発議案第１号について、発議案の朗読をもって趣旨説明をいたします。

時限的な消費税一律減税と財政透明化を求める意見書。

近年、物価高の長期化により食料品や燃料費、電気料金、生活必需品等の価格上昇が家計を圧迫している。加えて、税負担、社会保険料負担が重なり、地方に暮らす高齢者世帯や子育て世帯、低所得者世帯、中小事業者、農林業従事者等にとって可処分所得の減少は深刻な課題となっている。国においても、物価高対策や給付金、補助金、定額減税、地方創生関連施策、基金、補助金、租税特別措置の見直し等に取り組んでいることは承知している。しかしながら、国民生活の現場ではこうした施策の効果を十分に実感しにくく、日常の買物や事業活動の中で継続的に負担軽減を感じられる対策が求められている。

近年の国の税収は、上振れ傾向が見られ、令和６年度の一般会計税収は過去最大規模となっている。国民には物価高と高い負担がのしかかる一方で、国の税収が増加している現状を踏まえれば、その増収分や歳出改革の成果を国民生活の負担軽減のために明確に還元することが必要である。消費税は、所得の多寡にかかわらず日々の消費に広く課される税であり、

物価高局面では、生活必需品を購入する全ての国民に重くのしかかる。特に地方においては、自動車や燃料、灯油、物流費等の負担も大きく、生活維持に必要な支出を削ることが困難な世帯も多い。給付金や補助金は一定の効果を有するものの、対象者の線引きや申請手続、事務コスト、支給時期の遅れ等の課題もあることから、国民が日常生活の中で広く負担軽減を実感できる税制上の措置が必要である。

もとより、消費税は社会保障財源として位置づけられてきた経緯があり、消費税率の引下げに当たっては、年金、医療、介護、子ども・子育て支援等の社会保障給付を後退させてはならない。また、財政規律を無視した恒久的な財源なき減税とするのではなく、物価高及び実質所得の低迷が続く間の時限的措置とし、その効果と影響を検証しながら実施することが重要である。

あわせて、国民にさらなる負担を求める前に、国は補助金や委託事業、予備費、租税特別措置等について、政策効果や執行状況、受益者、所管府省との関係、再就職関係を含めたさらなる透明化を進め、効果の乏しい支出や既得権化した制度を見直していくべきである。国民負担の軽減と財政規律の両立を図るためには、歳出及び税支出の徹底した点検とその成果の国民還元が不可欠である。

よって、国においては、物価高と国民負担の増大を踏まえ、社会保障を守りつつ、財政規律にも配慮した責任ある負担軽減策を講ずるため、下記の事項を実施するよう強く求める。

１、物価高及び国民負担の増大により、家計と地域経済が圧迫されている現状を踏まえ、社会保障給付を後退させないことを前提に、消費税率の時限的な一律引下げを具体的に検討し、実施すること。

２、消費税率の引下げに伴う財源については、税収上振れ分、決算剰余金、不用額の活用に加え、基金、補助金、委託事業、租税特別措置等の見直しを組み合わせ、財政規律に配慮した財源確保の道筋を明確に示すこと。

３、国が既に進めている歳出改革や基金、補助金、租税特別措置の見直しについて、その削減、改善効果を国民に分かりやすく示すとともに、その成果を国民負担の軽減に優先的に還元すること。

４、補助金、委託事業、基金事業、予備費、租税特別措置等について、政策効果や執行状況、受益者、所管府省との関係及び国家公務員ＯＢ等の再就職状況を含めたさらなる透明化を進め、効果の乏しい支出や既得権化した制度を見直すこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年６月１２日、岩手県住田町議会。

意見書を提出する機関は、衆議院議長様ほか、関係機関であります。

以上御提案申し上げますので、議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木春一君）　これから質疑を行います。

発言を許します。

５番、瀧本正徳君

○５番（瀧本正徳君）　消費税については、まさにそのとおりなのかなというふうに、今回の意見書については正論というふうに私は思ってますが、施策を進めるためにはきちんとした安定した財源が必要なわけなんですが、今回の意見書は、消費税何％ぐらいというふうな形で押さえているのかについての確認をしたいと思います。

○議長（佐々木春一君）　１１番、水野正勝君。

○１１番（水野正勝君）　今回の意見書については、具体的な消費税の税率を提示するものにはなってはございません。そちらの具体的な税率については、しっかり国のほうで議論された上で、検討され提示されるべきものと考えてございます。いずれ、先ほど御指摘のあったとおり、この財源の問題というのは、国民の皆様を二分して様々御意見あろうことと私も認識をしてございます。

今回、財源についての一定の提言というものも含まれてはありますが、そもそものこの税制の見直しというのは、抜本的なものも含めて議論の余地はあるものともちろん思っております。それは例えば、法人税の在り方ですとか、そういったものも大いに議論が必要なものというのが、この意見書の中に含まれているという意図は持ってございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　そのほかありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

５番、瀧本正徳君

○５番（瀧本正徳君）　今回の意見書を住田町議会として提出することについて、反対の意見を述べさせていただきたいと思います。

いずれさっき話をしましたが、税制の見直しについては十分やらなければなりませんし、ここで意見書で言っていることについては、まさに正論ということであります。しかしながら、私的には税制、国政に関わっては、さきの衆議院のときにこの論はいっぱい出て、お互いに論争したわけでございますけども、まず国だなというふうに思っているのが一つあります。在り方を見据えた形で、国としてはぜひとも進めていただきたいことなんですが、いずれ、それは第一次的には国だなというふうに思っているのが一つあります。

もう一つについてはですね、税の確保については、先ほど企業とか話ありましたけれども、累進課税も含めまして、安定した税の確保というのは絶対必要だということが一つありますが、その中に今は格差是正というのが一番大きな問題なのかなというふうに思ってます。一晩で何千万というふうなもうけになるような金融取引等が普通に行われておりますので、だとすれば、それ２割を超えては課税しないよという辺りの部分を、具体的に指摘しながらやっていかなければならないのかなというふうに思ってます。

そういうことで、それが一つと、それから時限的なということについて、物すごく私は抵抗があります。理由は、今国が進めている消費税がゼロ云々という、あの辺りの取組を見ていれば分かるとおり、やろうと思えばとんでもない手間と暇がかかると、時間とお金がかかりますので、そういうふうな国を混乱させるような時限的というようなやり方については、進められないというふうに思います。

であれば、意見書とすれば、きちんとそういう部分を出して、恒久的に安定した国策推進ができるような形の制度にすべきだというふうな形の意見のほうがいいのかなというふうに思いましたので、今回については、この意見書を住田町議会として出すことについては、私は反対ということで思ってます。

以上です。

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君）　これで討論を終わります。

これから発議第１号　時限的な消費税一律減税と財政透明化を求める意見書を採決します。

発議第１号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（佐々木春一君）　起立少数であります。

したがって、発議第１号　時限的な消費税一律減税と財政透明化を求める意見書は、否決されました。

◎日程第２３　議員派遣の件

○議長（佐々木春一君）　日程第２３、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２０条の規定により、あらかじめお手元に配付いたしました議員派遣一覧表のとおり、派遣したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君）　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣一覧表のとおり、決定しました。

お諮りします。

ただいま議決した議員派遣の件について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君）　異議なしと認めます。

よって、本件について、議員派遣に変更があった場合は、議長に一任いただくことに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木春一君）　これで本日の日程は全部終了しました。

第１６回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会　午後　０時０７分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員